

からだ^と向き合う



アドバンスケアプランニング (ACP)

—チームで情報共有し合意を得る・新しい意思決定法—

笠間市立病院 院長 ^{いしつか つねお} 石塚 恒夫 さん

「治す医療」から「支える医療」へ

超高齢社会を迎えた現在、住み慣れた地域で最期まで高齢者を支える地域包括ケアが求められています。「治す医療」から「支える医療」への転換は、意思決定の主体を医師から患者自身へと変化させました。

しかし、人生の最終段階では意思決定能力が損なわれていることが多いため、高齢者の在宅療養・在宅看取り希望が叶えられることは実際には稀です。延命治療不要の事前指示書を残しても、細かな条件設定のない紋切り型のものでは家族の意向が優先されます。

ACPとは

平成30年4月に改訂された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」では、事前に本人・家族・医療ケアチームが話し合いを継続するAdvance Care Planning (ACP) を推奨しています。例えば本人でも個人の意見は限られた情報に基づく不完全なものです。異なる立場でそれぞれの情報を持ち寄り、全体像を把握した上で最善を考えるのです。変化に応じて繰り返される話し合

いで、臨機応変に患者意思を代弁できるチーム養成を目指します。

このような全体像把握は、笠間市で毎月開催の地域包括ケア・事例検討会でも行われています。家族関係・生活歴・経済状況・日常生活動作(ADL)・医学的判断・介護状況などを、多職種で情報共有します。全体像を俯瞰すると、どのような支援が必要か自然とわかるものです(見当違いの意見も出にくくなります)。

「死」を意識する(ドying)と「生」を意識する(ドliving)

これから入院やADL低下をきっかけに、ACPに基づく話し合いが推進されるでしょう。進行性にADLが低下する状態は、医療行為が及ぼす悪影響を及ぼすことを示唆します。在宅医療や介護保険サービス等も適切に示すことで、在宅療養・看取りが進むことが予想されます。しかし同時に、原因に目を向けることも必要です。孤独・口腔機能低下・不適切な薬剤使用等に介入することで、進行を抑えられるかもしれません。「死」を意識することで、「生」を意識した連携も進められれば良いと考えます。

【問い合わせ】市立病院 TEL0296-77-0034

生活習慣病に備える!!

「3大疾病」や「7大疾病」の保険は保険会社によって保障内容が異なり、ご病気によっては支払い事由が厳しい商品もあります。そんな中、今までよりも支払事由がシンプルな保険【7大生活習慣病で入院したら100万円を受け取れる保険】の取扱いが、当店で始まりました。

皆さんがご加入中の保険は、どんな時に給付金を受け取れますか?最新の保険と比べてみてはいかがでしょうか。

やさしい保険プラザでは生命保険会社25社の取扱いがございます。あなたの保険、改めて見直ししてみませんか。

やさしい保険プラザ 友部スクエア店

笠間市住吉1364-1 (伊勢甚友部スクエア内)

☎ 0120-650-121



お気軽に
ご相談ください